

中等科・高等科 桜友会 会則（抜粋）

- ・ 名称

第1条 本会は、「学習院中等科・高等科桜友会」という。

- ・ 目的

第2条 本会は、学習院中等科・高等科の同窓会として会員相互の親睦と共益をはかり、中等科・高等科の発展に寄与し、桜友会の部会として活動することを目的とする。

- ・ 会員

第5条 本会の会員は、中等科・高等科の卒業生（在籍したものを含む）とする。

- ・ 役員

幹事 各卒業年次毎に1名以上（内、会長1名、副会長若干名、常任幹事複数名
監事 若干名）

イ. 総会

ロ. 正副会長会

総会

イ. 決算及び予算の承認

ロ. 会則の改正

ハ. 解散

ニ. その他、幹事会に於いて総会に付議することを適当と認めた事項

2 総会は、会長が招集し、重要事項を審議する。

イ. 本会の行事計画及び本会の運営

ロ. 会計担当常任幹事の選任

ハ. 予算、決算に関する事項

ニ. 会則の改正案

ホ. その他会長が必要と認めた事項

- ・ 第6条

本会に次の役員をおく。第9条 会長は、次の会議を招集し、その議長を務める。第13条 総会の付議事項は次の通りとし、出席者の過半数の賛意をもって決定する。第17条 正副会長会は、会長・副会長・会計幹事及び監事をもって構成する。第17条 正副会長会は、次の事項を審議する。

- ・ 会計

第20条 本会の経費は、会費、寄付金等をもってこれに充てる。

第22条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

- ・ 付則

会則は、平成11年2月27日より施行する。

令和5年3月5日 一部改訂の上施行
(名称) (目的) (会員) (役員) (会計) (付則)